

定款の新旧対照表

(別紙)

変更後	変更前
<p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>① 日本及び岡山と中国各都市間における各界各分野の交流の促進及び協力</p> <p>② 日中相互理解を促進するためのイベント、講演会、研修会等の開催及び協力</p> <p>③ 在日中国人との交流と支援</p> <p>④ 協会会報の発行等の広報活動</p> <p>⑤ 中国語の普及、留学生派遣</p> <p>⑥ 中国の環境保護、災害支援活動</p> <p>⑦ その他目的達成に必要な事項</p> <p>(2) その他の事業</p> <p>① 販売事業</p> <p>2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>① 日本及び岡山と中国各都市間における各界各分野の交流の促進及び協力</p> <p>② 日中相互理解を促進するためのイベント、講演会、研修会等の開催及び協力</p> <p>③ 在日中国人との交流と支援</p> <p>④ 協会会報の発行等の広報活動</p> <p>⑤ 中国語の普及、留学生派遣</p> <p>⑥ 中国の環境保護、災害支援活動</p> <p>⑦ その他目的達成に必要な事項</p>

【変更の理由】 販売活動をするため

変更後	変更前
<p>(資産の区分)</p> <p>第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。</p>	<p>(資産の区分)</p> <p>第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。</p>

【変更の理由】 その他の事業をするため

変更後	変更前
<p>(会計の区分)</p> <p>第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。</p>	<p>(会計の区分)</p> <p>第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。</p>

【変更の理由】 その他の事業をするため